明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○消防法施行規則の一部を改正する省令（総務八五）　一
○住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（同八六）　二
〔告　示〕
○誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件（消防庁一三）　二
○消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件（同一四）　五
○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（同一五）　五
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十二年度平成二十二年六月分）（財務省）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
平成二十一年度日本赤十字社業務及び収支決算等関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一〇

省令

○総務省令第八十五号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十七条第三号及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月二十六日

総務大臣　原口　一博

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「という。）」の下に「又はドデカフルオロ―二―メチルペンタン―三―オン（以下この条及び第三十二条において「ＦＫ―五―一―一二」という。）」を加え、同項第二号ロ中「ＨＦＣ―二二七ｅａ」という。）」の下に「又はＦＫ―五―一―一二」を加え、同項第三号ロ及び同条第三項第一号ロ中「又はＨＦＣ―二二七ｅａ」を「、ＨＦＣ―二二七ｅａ又はＦＫ―五―一―一二」に改め、同条第三項第一号ロの表ＨＦＣ―二二七ｅａの項の次に次のように加える。

ＦＫ―五―一―一二	○・八四以上一・四六以下

第二十条第四項第二号、第二号の二の表及び第二号の四ロ中「又はＨＦＣ―二二七ｅａ」を「、ＨＦＣ―二二七ｅａ又はＦＫ―五―一―一二」に改め、同項第三号中「一・五以下」の下に「、ＦＫ―五―一―一二にあつては〇・七以上一・六以下」を加え、同項第五号、第七号ロ、第十二号の二ロ、第十四号ロ及び第十六号の二中「又はＨＦＣ―二二七ｅａ」を「、ＨＦＣ―二二七ｅａ又はＦＫ―五―一―一二」に改め、同項第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三　全域放出方式のハロゲン化物消火設備（ＦＫ―五―一―一二を放射するものに限る。）を設置した防護区画には、放射された消火剤が有効に拡散することができるように、過度の温度低下を防止するための措置を講じること。

第三十二条中「ハロン二四〇二」の下に「又はＦＫ―五―一―一二」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第八十六号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の七の規定に基づき、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月二十六日

総務大臣　原口　一博

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十六年総務省令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

三　複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十二年総務省令第七号）第三条第二項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附　則

この省令は、平成二十二年十二月一日から施行する。